

議案第37号

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年9月2日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第1条 つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年つくば市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (7) 住登外者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市が備える住民基本台帳に記録されていない者であって、市長又は教育委員会（法令の規定により市長又は教育委員会が担任する行政事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が行政事務を処理するため住民とは別に氏名、住所等の情報を管理する必要があるものをいう。
- (8) 住登外者宛名番号管理機能 住登外者を一意に特定するための番号を付し、氏名、住所等の情報を管理するための機能をいう。

別表第1に次のように加える。

6 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の17の項中

「

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの	を
---	---

」

「

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの	
住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者関係情報」という。)であって規則で定めるもの	に改め、同表19の項中

」

「

医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	を
------------------------	---

」

「

医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
住登外者関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表21の項中

」

「

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

を

」

「

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
住登外者関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表に次のように加える。

」

22 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	特定個人番号利用事務に関する住登外者の利用特定個人情報であって規則で定めるもの
		医療福祉費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

		社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度に係る助成金の交付に関する情報であって規則で定めるもの
23 市長	特定個人番号利用事務	住登外者関係情報であって規則で定めるもの

別表第3を次のように改める。

別表第3（第6条関係）

情報照会 機関	事務	情報提供 機関	特定個人情報
1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者関係情報であって規則で定めるもの
2 教育 委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者関係情報であって規則で定めるもの

第2条 つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中7の項を10の項とし、6の項を8の項とし、同項の次に次のように加える。

9 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
---------	------------------------

別表第1の5の項の次に次のように加える。

6 市長	産後ケア事業に関する事務であって規則で定めるもの
------	--------------------------

7 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第2の23の項を同表25の項とし、同表22の項中

「

社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度に係る助成金の交付に関する情報であって規則で定めるもの
--

を

」

「

社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度に係る助成金の交付に関する情報であって規則で定めるもの
産後ケア事業に関する情報であって規則で定めるもの
小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する情報であって規則で定めるもの

に改め、同項を同表24の項とし、同

」

表21の項の次に次のように加える。

22 市長	産後ケア事業に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で

		定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者関係情報であって規則で定めるもの
23 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者関係情報であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

26 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者関係情報であって規則で定めるもの
27 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	就学援助に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3の2の項を同表3の項とし、同表1の項の次に次のように加える。

2 教育委員会	就学援助に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの
			地方税関係情報であつて規則で定めるもの
			生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であつて規則で定めるもの
			住登外者関係情報であつて規則で定めるもの

附 則

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年7月1日から施行する。

(提案理由)

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う国からの通知に基づき、住登外者宛名番号管理機能を独自利用事務として定めるとともに、利用者の添付書類の省略による利便性の向上を図ることを目的に、新たに3つの独自利用事務を追加するため、この条例案を提出するものである。

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年つくば市条例第48号）新旧対照表

（第1条関係）

改正後	改正前												
<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)―(6)（略）</p> <p><u>(7) 住登外者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市が備える住民基本台帳に記録されていない者であつて、市長又は教育委員会（法令の規定により市長又は教育委員会が担任する行政事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が行政事務を処理するため住民とは別に氏名、住所等の情報を管理する必要があるものをいう。</u></p> <p><u>(8) 住登外者宛名番号管理機能 住登外者を一意に特定するための番号を付し、氏名、住所等の情報を管理するための機能をいう。</u></p> <p>第3条―第8条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>	<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)―(6)（略）</p> <p>第3条―第8条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="116 1204 315 1252">機関</th> <th data-bbox="315 1204 1124 1252">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="116 1252 315 1300">1―5（略）</td> <td data-bbox="315 1252 1124 1300">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="116 1300 315 1396">6 市長</td> <td data-bbox="315 1300 1124 1396"><u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="116 1396 315 1437">7 教育委員会</td> <td data-bbox="315 1396 1124 1437"><u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1―5（略）	（略）	6 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの</u>	7 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 1204 1346 1252">機関</th> <th data-bbox="1346 1204 2148 1252">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 1252 1346 1300">1―5（略）</td> <td data-bbox="1346 1252 2148 1300">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1―5（略）	（略）
機関	事務												
1―5（略）	（略）												
6 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの</u>												
7 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事</u>												
機関	事務												
1―5（略）	（略）												

務であって規則で定めるもの

別表第2（第5条関係）

機関	事務	特定個人情報
1—16 (略)	(略)	(略)
17 市長	つくば市医療福祉費支給条例による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報 (以下「住登外者関係情報」という。) であって規則で定めるもの
18 (略)	(略)	(略)
19 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 住登外者関係情報であって規則で定めるもの
20 (略)	(略)	(略)
21 市長	社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度に係る助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの 住登外者関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に	特定個人番号利用事務に関する住登外者の利用特定個人情報であって規則

別表第2（第5条関係）

機関	事務	特定個人情報
1—16 (略)	(略)	(略)
17 市長	つくば市医療福祉費支給条例による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
18 (略)	(略)	(略)
19 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
20 (略)	(略)	(略)
21 市長	社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度に係る助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

	関する事務であって規則で定めるもの	規則で定めるもの
		医療福祉費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度に係る助成金の交付に関する情報であって規則で定めるもの
23 市長	特定個人番号利用事務	住登外者関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第6条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第6条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年つくば市条例第48号）新旧対照表

（第2条関係）

改正後			改正前		
本則・附則（略） 別表第1（第3条関係）			本則・附則（略） 別表第1（第3条関係）		
機関	事務		機関	事務	
1—5（略）	（略）		1—5（略）	（略）	
6 市長	<u>産後ケア事業に関する事務であって規則で定めるもの</u>				
7 市長	<u>小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</u>				
8（略）	（略）		6（略）	（略）	
9 教育委員会	<u>就学援助に関する事務であって規則で定めるもの</u>				
10（略）	（略）		7（略）	（略）	
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1—21（略）	（略）	（略）	1—21（略）	（略）	（略）
22 市長	<u>産後ケア事業に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u>			

		住登外者関係情報であって規則で定めるもの			
23 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの 住登外者関係情報であって規則で定めるもの			
24 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度に係る助成金の交付に関する情報であって規則で定めるもの 産後ケア事業に関する情報であって規則で定めるもの 小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する情報であって規則で定めるもの	22 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度に係る助成金の交付に関する情報であって規則で定めるもの
25 (略)	(略)	(略)	23 (略)	(略)	(略)
26 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者関係情報であって規則で定めるもの			

27	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	就学援助に関する情報であって規則で定めるもの
----	-------	---	------------------------

別表第3 (第6条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 (略)	(略)	(略)	(略)
2	教育委員会	市長	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの 住登外者関係情報であって規則で定めるもの
3 (略)	(略)	(略)	(略)

別表第3 (第6条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 (略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)	(略)	(略)	(略)

議案第 37 号

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市政策イノベーション部デジタル政策課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

改正内容は次の 2 点である。

- 1 「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」において、国からの通知に基づき、「住登外者宛名番号管理機能」を独自利用事務として条例に定める。
- 2 利用者の添付書類の省略による利便性の向上を図ることを目的とし、「産後ケア事業」「小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務」「就学援助に関する事務」の 3 つの事務を独自利用事務として定める。

○ 他自治体の状況等

改正 1 については、群馬県前橋市や長崎県長崎市などの自治体は、令和 6 年度に改正済みであり、多くの自治体は令和 7 年度に改正する見込みである。また、改正 2 については、茨城県内では、石岡市が独自利用事務として既に実施している。

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

- ・地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）（令和 3 年 9 月 1 日施行：第 5 条第 1 項に規定する「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づく改正）
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）（平成 25 年 5 月 31 日施行：第 9 条第 2 項に基づく個人番号独自利用事務の追加）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

システム標準化に係る法令に基づき、令和 7 年度末までに標準化基準に適合するシステムへ移行するため、適切に対応することができる。また、独自利用事務として新たに規定することにより、申請、届出時の添付書類を省略することで市民の負担を軽減することができる。